

下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成23年度第2回) 議事要旨

第1 日時

平成23年9月20日(火) 午後1時30分

第2 場所

仙台高等裁判所第5会議室

第3 出席者

(委員) 石橋乙秀・河村吉晃(委員長)・坂田 宏・野家啓一・向井 壯

(庶務) 今野仙台高裁総務課長・阿部仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 佐々木仙台高裁事務局長

第4 議題

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
- 3 平成24年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について
- 4 次回等の予定について

第5 議事

- 1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等の報告
庶務から、次の各期日の審議結果の概要が報告された。
 - (1) 平成23年7月8日
 - (2) 平成23年9月1日
- 2 平成24年上半期の裁判官指名候補者の情報収集について
 - (1) 情報受付の周知依頼について

審議の結果，平成23年9月7日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長通知（以下「委員長通知」という。）に従って，別紙1の依頼文書により，対応する検察庁及び弁護士会に対して，情報収集の受付期限を平成23年10月31日までとして情報受付の周知依頼をすることとされた。

(2) 弁護士会に対する書簡について

委員長通知に基づく情報の提供方法に関する弁護士会あての書簡については，審議の結果，別紙2のとおりとすることです承された。

(3) 提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき，当委員会に情報が提供された場合は，従前どおり，その都度，庶務において各委員に連絡し，各委員は，来庁して提供された情報を閲覧することとされた。

(4) 管内弁護士会あて再任候補者情報の取扱いに関する文書について

審議の結果，平成23年9月7日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長からの通知に従って，別紙3の文書により，管内の弁護士会に対して，注意喚起することとされた。

なお，ある委員から，「重点審議者のプライバシーの観点も含め，再任候補者全員について，前任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対しても情報収集依頼を行う扱いに改めてどうか。情報量としても，現任庁に異動してきたばかりの裁判官と3年目の裁判官とで不公平である。」旨，また，再任候補者情報の取扱いに関する注意喚起書簡の内容について「具体的にどのような取扱い，どのような範囲のものが許容され，あるいは許容されないのかをもう少し分かりやすく説明する必要はないか。必要な情報が提供されず，あるいは提供を萎縮することが心配である。」旨の意見が出された。

第6 次回等の予定について

11月9日（月）午後1時30分

殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 河村吉晃

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成24年2月から平成24年9月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成23年10月31日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお、当委員会の次期開催予定日は、平成23年11月9日（水）です。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官、情報内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の指名及び所属を記載した書面を、各情報提供者個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は御持参ください。

(別紙2)

平成23年9月20日

弁護士会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 河村 吉 晃

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、当地域委員会から、貴弁護士会に対し、裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について御依頼したところですが、この情報受付の周知依頼に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会に対し、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」との連絡を受けております。この点につきまして格段の御配慮をお願いいたします。

敬 具

(別紙3)

平成23年9月20日

弁護士会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 河村 吉晃

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、裁判所法40条1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任（判事任命）候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っているところですが、今般、ある地域委員会において、ある弁護士から寄せられた情報の中に「同裁判官は、重点審議者となっていることも仄聞した。」との記載があり、この点について同地域委員会で審議された際に、ある委員から、各弁護士会同士の連携は極めて密接であり、ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があったことが明らかになりました。

弁護士会において、実際にこのような取扱いが図られているか否かは定かではありませんが、仮に上記のような発言が事実であるとすれば、このような取扱いは、弁護士会はもちろんのこと、各弁護士においても、どの裁判官が重点審議者になっているかを認識する必要は全くないにもかかわらず（むしろ、そのような認識を持つと、候補者の指名の適否に関する情報に一定のバイアスがかかるおそれがある。）、当該候補者が重点審議者となっている可能性があることを、幅広く流布させることにつながり、特に、その結果、当該候補者が現在所属する庁に対応する弁護士会にまで当該裁判官が重点審議者となっている可能性があることを知らせることになり、極めて大きな弊害を生むおそれがあると考えられます。

したがって、このような取扱いをすることは相当ではないと考えられますの

で、その旨ご理解いただきますよう、念のためお伝えするとともに、あたかも重点審議者を積極的に特定するための情報交換等については、弁護士会の活動としてはもとより、会員弁護士に対しても、そういった行為を控えるよう周知するなどしかるべくご配慮をよろしくお願いいたします。

敬 具